

○ 信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>〔題名〕 信用金庫法施行規則第百十五条第三項の規定に基づき 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条 の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要 な調整を定める告示</p>	<p>〔題名を付する。〕</p>
<p>（国際統一基準行）</p> <p>第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己 資本の額は、普通出資等 Tier 1 資本の額（自己資本比率告示第 三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本の額をい う。）及びその他 Tier 1 資本の額（同条第二号の算式における その他 Tier 1 資本の額をいう。）の合計額とする。 〔項を削る。〕</p>	<p>（国際統一基準行）</p> <p>第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己 資本の額は、普通出資等 Tier 1 資本の額（自己資本比率告示第 三十一条第一号の算式における普通出資等 Tier 1 資本の額をい う。次項において同じ。）、その他 Tier 1 資本の額（同条第二 号の算式におけるその他 Tier 1 資本の額をいう。同項において 同じ。）及び Tier 2 資本の額（同条第三号の算式における Ti er 2 資本の額をいう。同項において同じ。）の合計額とする。 2 前項の普通出資等 Tier 1 資本の額及び Tier 2 資本の額の 算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語</p>

、様式及び作成方法に關する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、Tier 2 資本の額は、普通出資等 Tier 1 資本の額にその他 Tier 1 資本の額を加えた額を超えない額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。